

第5章 土 壌 汚 染

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）及び土壌保全対策要綱（昭和46年7月策定）に基づき、昭和46年度から継続して実施している重金属類による土壌汚染概況調査は、府域の一般農用地を対象に地質、土性、用水系統を考慮し、水田にあつては、おおむね1,000ヘクタールに1地点の割合で27地点、樹園地にあつては、栽培種目、栽培面積を考慮して3地点、計30地点（22市町村）を選定して土壌を採取するとともに、そのうち10地点で採取した土壌中の特定有害物質（カドミウム、銅、及び砒素）の含有量及びその土壌と同一地点で採取した農作物の可食部における特定有害物質（カドミウムに限る。）の含有量について、分析したものである。

昭和51年度における調査結果は表2-5-1のとおりで、いずれの地点においてもこれらの特定有害物質による汚染は認められなかった。

表2-5-1 土壌汚染概況調査結果（昭和51年度）

(1) カドミウム及びその化合物

項目		濃度(ppm)	痕跡～0.4未満	0.4以上～1.0未満	1.0以上	合 計
土 壤	水 田		5 地点	3 地点	0 地点	8 地点
	樹 園 地		1	1	0	2
農作物	玄 米		8	0	0	8

(2) 銅及びその化合物

項目		濃度(ppm)	痕跡～10未満	10以上～20未満	20以上～100未満	100以上～125未満	125以上	合 計
土 壤	水 田		7地点	1地点	0地点	0地点	0地点	8 地点
	樹 園 地		1	1	0	0	0	2

(3) 砒素及びその化合物

項目		濃度(ppm)	痕跡～5未満	5以上～10未満	10以上～15未満	15以上	合 計
土 壤	水 田		8 地点	0 地点	0 地点	0 地点	8 地点
	樹 園 地		2	0	0	0	2